

昭和二十三年六月三十日提出
質問 第一四号

防風・砂林についての質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年六月三十日

提出者 山口 武 秀

防風・砂林についての質問主意書

問題の実例は茨城縣鹿島郡南部地方十数ヶ町村にある。当地方は海岸に面し、その田地の相当面積は砂地帯の中にある。この砂地帯の中にある田地は、所謂床下げをなして造成されたもので、地表面より約四尺内至六尺位の低位に位置している。この床下げは、田地造成のとき、又は更にその後数回に亘つて耕作者によつてなされている。即ち耕作者によつて造成、または改良された田地である。したがつて、この田地の周囲には、床下げの土によつて築かれた畦畔があり、その畦畔には松その他の樹木が防風・砂林として植えられている。この防風・砂林は海風を防ぎ、飛砂を防ぎ、さらに築かれた畦畔の崩壊を防止する役割を果している。この樹木と畦畔は田地と切り離し得ない關係に置かれている。

最近、地主はこの事情を無視し、農業生産を阻害することをかえりみず、防風・砂林を濫伐する傾向が多く見られるに至つた。これに対し、耕作者は、伐採を防止するために、鹿南防風林確保同盟を組織して、活動している。

一、この畦畔と防風・砂林は國家買収をなし、耕作者に賣渡しをなし得ないか。

一、この防風・砂林を伐採することを禁止する法的根拠はないか。

又は政府において、濫伐防止のため、何らかの処置をなす意向はないか。

一、この種の田地の対價（國家買収の際の）は一般用地に比して、低廉であるべきと思うが如何。

右質問する。